

令和3年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時03分)
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長に挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第4回の農業委員会総会を開催致しましたところ、農業委員各位におかれましては、ご多用の中出席いただき厚くお礼を申し上げますところでもあります。</p> <p>さて、先日から中国地方一円にわたりますけれども、線状降水帯といえますか、低気圧が次々と発生した中で雨が結局300ミリぐらい降ったということでございます。これを見ますと、大体一ヶ月の1.5倍ぐらい降ったんだと言われております。その結果、北栄町においてはスイカが良いということをやっておられましたけれども、トンネル栽培が水害によってスイカが殆ど商品化しない、出来ない状況が発生したというふうにも伺っておるところでもあります。こういう状況でございますので、これからの気象状況というものが、今までのような安定した状況ではないなど、こういう感じを受け止めておるところでもあります。</p> <p>さて、まだまだ終息しないコロナウイルス感染症でありますけれども、これもまたもう2週間もしますと日本でオリンピックが開催されるという状況にもなってきておりますけれども、いま内閣あるいは色々評論家の方で自分勝手の好きな事を言いながら進めておられるようでございますけれども、これも大きな課題であろうというふうに思っておるところでもあります。</p> <p>さて、本日は現在われわれ農業委員会の組織並びに農業会議の組織の動き、これが国の方からどのような形になっておるかということでもあります。それを見ますと、本年の3月31日に規制改革推進会議の農林水産ワーキング・グループの会合が開催され、この際に、農業委員会の定量的な活動の把握が不十分であるということで、引き続き活動実態の検証を行う必要があるではなかろうかということで、見直しの期限は最低でも2年延長して、令和3年度も議論を実施すると言われておりようであります。</p> <p>このところにつきましては、新聞テレビ等で皆さんもご存じのとおりであろうというふうに思っておるところでもあります。</p> <p>しかしながら、今回この規制改革実施計画の中では期限を定めた内容とはならず、農林水産省に対して実施計画を踏まえた対応を促すものであるとこういう形に変わってきたのではなかろうかというふうに思っております。今後、7月には農林水産省がこれを踏まえたガイドラインが輩出され、農地利用の最適化を実施していくことになると、全国農業会議所からもその内容についての説明がありました。その他、国家戦略特区の諮問会議、それから一般企業の農地取得について、農地法第3条許可の行政移管、このことは先</p>

月もお話ししましたがけれども、農地所有適格法人への出資要件の緩和。

また、再生エネルギーでもソーラー関係ではありますが転用規制緩和。以前は、農業用に附する場合はソーラーシステムの下に作物を作り、通常の8割以上の収益を上げなければならない。これが緩和されるということ。

もう一点、農地利用状況調査と荒廃農地調査を一つになって取り組めと、こういう形に変わってくるようであります。

意向調査の徹底など色々多岐にわたってございますけれども、このような農業委員会を取り巻く情勢は、非常に多くの課題が山積しているのは言うまでもございません。このような情勢にあっては、本年の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんの活動が今後の農業委員会制度に重要な意味を持つことになることは言うまでもありません。このような情勢にあってはやはり本年の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが今後の農業委員会制度に重要な意味を持ち、皆さんがこの規制改革や国家戦略特区の議論があろうがなかろうが、我々はやはり農地利用の最適化を行っていく必要があるんだと、こういうことではないでしょうか。担い手を育て、地域で暮らす皆さんが希望を持てるよう、今後使われている農地が使える内に使っていこうとする人へ繋いでいく、これこそが農地利用最適化でないでしょうか。

今年はちょうど農業委員会法制定の70周年の記念すべき年でもございます。この農業委員会制度が維持発展し、更に信頼が築かれていくよう、私いま会長を受けておりますけれども、県の農業会議と致しましても各市町村の農業委員会にできる限りの支援をしていかなければならないなど、こういうふうに思っているところでもございます。

そういうことでございますので、やはり皆さん方にも、中々これからは農業委員会組織のあり方についても、課題問題点が非常に多く発生するではなかろうかなと。

その一つと致しまして、皆さんが本日このタブレット端末、これ皆さんが開かれて、この会議において皆さんの会議の内容が一目、動き等々が分かるわけです。全国4万人の農業委員、農地利用最適化推進委員がおられます。当初、国としては4万台を令和4年度から農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにこのタブレット端末を使っただいて、農地情報の内容等々を即座に分かるような、取り組めるような形をということでございましたけれども、中途から半分の2万台ということで、これを誰に貸せるのかといいますと、2万人いる農地利用最適化推進委員のみにこれを与えていこうという話がちょっと出てきたようでございますので、これにつきましては、また次の農業会議の局長が本県に参りまして講演をしていただく予定を致しておりますけれども、その時には、その点についても厳しく申し上げて、国への要請等々をやっていただく必要があるではなかろうかなとこういうふうに思っているところでもございますが、中々厳しい農業委員会組織の情勢でございまして、皆さん方のお力によって、やはり地域の農業を守っていけると、こういう形が生まれてくるだろうと思っておりますので、一つその点も宜しくお願い申し上げます、本日の挨拶とさせていただきます。

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、智頭町総合センター大集会室にて、前回と同様にタブレット端末を操作しながらの開催としておりましたが、大雨土砂災害警報発令により会場が避難所開設場所となりましたので、急遽会場を変更しております。</p> <p>今一度、タブレット端末操作について簡単に説明させていただきます。</p>
事務局書記	<p>本日も、タブレット端末を使って試験的に総会を進行いたしますので、イヤホンの装着をお願いします。基本的には事務局側のタブレットで進行させていただきます。</p> <p>発言をされる場合には、画面をタップしていただくと画面の上の方に「ミュート解除」というボタンが出てきます。ボタンを押してミュート解除した後、発言していただきます。発言がおわりましたら、もう一度画面をタップすると「ミュート」のボタンが出ますの、ミュートボタンを押すと議事に戻ります。</p> <p>その他、操作で困ったことがあれば随時お知らせ下さい。</p> <p>以上です。</p>
事務局長	<p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、12番 細山周一委員、14番 小宮山晃次委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の1ページをお願いします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。</p> <p style="text-align: center;">（議案書に基づいて届出書の内容を説明）</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の2ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>農地の転用ですが、所在が埴師字石田679番4、地目は田で面積498㎡です。申請人は埴師691番地の●●●●さんです。転用の目的は一般個人住宅及び駐車場となっております。転用理由としましては、「現在の自宅は老朽化しているため、新たに建てたい」となっております。</p> <p>申請者の現在の住居は明治15年に建築したもので老朽化が進み、移転を検討したところ、現在の耕作範囲から近く第3種農地を選定したものです。</p> <p>信用については、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適切と考えます。資力については金融機関の融資証明書で確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、西側の公道を除く三方は申請者の所有地ですので、周辺の農地に与える影響も少なく、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。2ページに公図、3ページから5ページが転用事業計画書、6ページ、7ページに被害防除計画書、8ページに平面図、9ページに立面図、10ページに断面図、11ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をします。</p>
1 番	<p>先月の総会で、200㎡未満の農業用施設追認申請許可及び通路で非農地証明した農地を分筆されての4条申請となっております。申請どおりの内容ですので、問題ないと思います。</p> <p>以上であります。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の3ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>農地の転用ですが、所在が大内字寺皆地160番1、地目は田で面積1,722㎡です。権利種別は寄付による所有権移転です。譲渡人が大内162番地1の●●●●さん、譲受人が大内179番地の●●●●の●●●●さんです。転用の目的は駐車場及び植栽となっております。転用理由としましては、「寺院の駐車場が狭いため」となっております。</p> <p>申請農地は第3種農地であり、立地基準、一般基準とも満たしています。</p> <p>信用については、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については預金通帳の写しで確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、水路と道路に挟まれており、残りは譲受人の境内となっていることから、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の12ページをご覧ください。13ページに公図、14ページ、15ページに転用事業計画書、16ページ、17ページに被害防除計画書、18ページに平面図、19ページに断面図、20ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>6 番</p>	<p>報告します。本件の現地確認を7月1日に、全権を委任されております行政書士の坂本芳子さんに確認を取りました。本件の内容について、間違いのないことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>同じく3ページをご覧下さい。番号2です。 農地の所在が大内字栗田1124番、地目は田で面積596㎡です。権利種別は売買による所有権移転です。譲渡人が大内92番地の●●●●さん、譲受人が篠坂226番地の●●●●さんです。転用の目的は一般個人住宅となっております。転用理由としましては、「妻の実家で同居しているが、手狭なため新居を構えたい」となっております。 譲受人は現在妻の実家に居住しており、子どもが3人おり、成長に伴い手狭になることから新築を計画したところ、公衆用道路から近い申請地を選定。 立地基準の農地区分と許可根拠については、おおむね300メートル以内に鉄道の駅がある農地で第3種農地に該当します。 信用については、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適切と考えます。資力については金融機関の融資証明書及び通帳の写し確認しました。 事業計画を確認したところ、転用の妨げとなる権利を有するものはないため転用事業は遅滞なく行われ、速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東側は畑、西側は田、南側は水路、北側は河川敷となっておりますが、農地所有者の同意を得ており、問題はないと考えられます。 場所ですが、申請位置図の21ページをご覧ください。22ページに公図、23ページ、24ページが転用事業計画書、25ページから27ページに被害防除計画書、28ページに平面図、29ページに立面図、30ページに現況写真をつけております。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

6 番	<p>報告します。4月の総会で農振除外申請のあったところです。引き続き5条申請が出ましたので、これも行政書士の●●さんに確認を7月*日に取りました。申請どおりで間違いなことを確認しましたので報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が篠坂字瀧谷口435番1、地目が畑で面積168㎡です。所有者は智頭1221番地の●●●●さんです。非農地の事由としましては「昭和57年頃、家屋を建築し現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の31ページに位置図を付けておりますけれども、国道373号南方橋信号側になります。32ページには公図を、33ページには現況写真を付けておりますが、このように建物の敷地の一部となったまま現在に至っておる状況です。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>報告させていただきます。</p> <p>これも、南方の橋の正面にあるアド・オータニさんの事務所のところですか。これにつきましても、現状の報告の間違いなことを確認しました。行政書士の●●●●さんに聞き取りました。</p>

議長(会長)	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号1は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第3号番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく議案書の4ページです。番号2についてです。農地の所在が篠坂字瀧谷口436番、地目が畑で面積が33㎡です。所有者は番号1と同じく●●●●さんです。非農地の事由としましては、「国道373号の一部となり現在に至る。」となっております。</p> <p>場所につきましては、先ほどの1番と同じ、申請位置図の31ページに位置図を、32ページには公図に示しております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>引き続き報告します。 本件も行政書士の林茂生さんに確認しております。既に畑地の形はなく、道路の一部となっております。問題ないことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
5 番	<p>多分、拡幅工事でされたんだと思うんですが、事業主体が用地の対応とか農地の処理をせずに道路となっている事はたまにあるようですけども、そのあたり行政間の徹底というか、必要なのかと…。</p>

議長(会長)	この点につきましても、私の担当する土師地区を見ますと、国道がまだ個人の名前になっておると。あるいは町道が個人の名前になっておるといことがございます。結局、国交省なり県、町が公共用道路についての買収をされた後の事務処理がしてないものが非常におおい。いま農地利用状況調査とあわせて農地ナビで見えておりますが、行政の方でチェックしていただき、その対応していただく必要があると思っております。
事務局長	今の会長のお話ですが、中々町内全域を悉皆でとは難しいかも知れんですけど、例えば地籍調査であるとか、そういった機会を捕まえながら、ちょっとずつでもきれいにしていくかなと思っております。
議長(会長)	そういう答弁でいかがでしょうか。宜しくお願いします。その他ありませんか。
事務局書記	制限時間の40分をオーバーしましたので、端末の接続が切れてしまっております。
議長(会長)	それでは、暫時休憩します。
休憩再開	(休憩 午後2時37分) (再開 午後2時39分)
議長(会長)	タブレット端末の再アクセスに時間が掛かるようですので、通常の進行で再開します。 議案第3号番号2について、他に発言もある方はありませんか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号番号2につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第3号番号2は原案のとおり承認いたしました。次に、日程第3 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局書記	<p>議案書の5ページとなります。</p> <p>6月18日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で、26,603㎡です。利用権を設定する者が13名、受ける者が2名です。期間としては、3年未満が13,792㎡、5年から10年未満が3,031㎡、10年以上が9,780㎡となります。</p> <p>それでは、6ページ、7ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
5 番	<p>先ほどの年数の説明がありましたが、どの地区であろうと担い手機構へ預けたいという希望があるのですが、希望があっても多分条件の良いところなら受けられるのかなという気がしました。担い手機構としての、この田んぼだったら受けるし、これは受けないという選択があるのですか。</p>
事務局書記	<p>基本的には借り手がある農地を受ける。条件の良い農地であれば、基盤整備をされた条件の良い農地であれば受ける、ということもあります。</p> <p>で、ここについては、細山委員がおられますが、細山委員も入っておられる休耕田活用組合というところが耕作する予定をしております。</p>
議長(会長)	<p>以前の農業委員会では、担い手機構に受けてくれと出しますが、受け手が未確定の時に出しておったと。</p> <p>受け手もないのに担い手機構が受けますと、国の税金を使って3年間農地の保全を図り、3年を過ぎるとまた元に戻す。戻った場合、誰がこの責任を負うかといえば、農業委員、農地利用最適化推進委員が担い手を探して充てていかなければならないという、大きな使命を果たさなければならないという条件があります。受け手があれば、担い手機構は、それを受けて対応してくれる、というのが基本です。そういうことになります。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他に発言のある方はありませんか。</p>
11 番	<p>今回は、受け手との合意ができて、中間管理機構に出すということですか。</p>
議長(会長)	<p>将来的には、みな中間管理機構を通して利用集積するのが理想ですわ。受け手があれば、役場でその扱いになります。そのあたりご理解いただきたい。</p> <p>他に発言のある方はありませんか。</p>

議長(会長)	<p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	<p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p>
閉 会	<p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時56分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年7月9日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 細 山 周 一

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次